

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6597423号
(P6597423)

(45) 発行日 令和1年10月30日(2019.10.30)

(24) 登録日 令和1年10月11日(2019.10.11)

(51) Int.Cl.	F I
G06F 3/12 (2006.01)	G06F 3/12 336
	G06F 3/12 304
	G06F 3/12 392
	G06F 3/12 331
	G06F 3/12 385

請求項の数 4 (全 17 頁)

(21) 出願番号 特願2016-49330(P2016-49330)
 (22) 出願日 平成28年3月14日(2016.3.14)
 (65) 公開番号 特開2017-167597(P2017-167597A)
 (43) 公開日 平成29年9月21日(2017.9.21)
 審査請求日 平成31年1月23日(2019.1.23)

(73) 特許権者 000005496
 富士ゼロックス株式会社
 東京都港区赤坂九丁目7番3号
 (74) 代理人 110001210
 特許業務法人YKI国際特許事務所
 (72) 発明者 宮田 茂郎
 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目1
 番 富士ゼロックス株式会社内
 審査官 佐賀野 秀一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 情報処理装置及びプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

接続したネットワーク上の特定装置のハードウェア識別情報を取得する識別情報取得手段と、

機器のアドレス情報と、当該機器が接続されているネットワーク上の特定装置のハードウェア識別情報と、を含む接続情報を取得する接続情報取得手段と、

前記識別情報取得手段が取得した前記ハードウェア識別情報と、前記接続情報取得手段が取得した前記接続情報中の前記特定装置の前記ハードウェア識別情報と、が一致する場合に、前記アドレス情報が前記機器を示しているものとして、前記アドレス情報を用いて前記機器を利用するための制御を行う制御手段と、

を有する情報処理装置。

【請求項2】

前記特定装置は前記ネットワークのデフォルトゲートウェイであり、

前記識別情報取得手段は、ネットワークに接続した際にそのネットワークのデフォルトゲートウェイのハードウェア識別情報を取得して記憶し、

前記制御手段は、前記接続情報取得手段が前記接続情報を取得した際に、その接続情報中のデフォルトゲートウェイのハードウェア識別情報と、前記識別情報取得手段が取得して記憶している前記ハードウェア識別情報とが一致しているか否かを判定する、

ことを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記接続情報には、前記機器が内蔵する通信装置であって前記機器が他の装置と直接無線通信するのに用いる通信装置、のハードウェア識別情報である第2のハードウェア識別情報が更に含まれ、

前記制御手段は、前記接続情報中の前記ハードウェア識別情報と、前記識別情報取得手段が取得した前記ハードウェア識別情報とが一致しない場合、前記接続情報中の前記第2のハードウェア識別情報を用いて前記機器と直接無線通信を確立し、この直接無線通信を介して前記機器の利用のための制御を行う、

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

コンピュータを、

接続したネットワーク上の特定装置のハードウェア識別情報を取得する識別情報取得手段、

機器のアドレス情報と、当該機器が接続されているネットワーク上の特定装置のハードウェア識別情報と、を含む接続情報を取得する接続情報取得手段、

前記識別情報取得手段が取得した前記ハードウェア識別情報と、前記接続情報取得手段が取得した前記接続情報中の前記特定装置の前記ハードウェア識別情報と、が一致する場合に、前記アドレス情報が前記機器を示しているものとして、前記アドレス情報を用いて前記機器を利用するための制御を行う制御手段、

として機能させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置及びプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

携帯端末から無線LAN（ローカルエリアネットワーク）経由でプリンタを利用することが一般的になりつつある。携帯端末が無線LAN経由でプリンタへアクセスする仕方には、無線AP（アクセスポイント）を経由してプリンタのあるLANに接続する方式と、無線APを経由せずにプリンタと直接無線LANで通信する方式とがある。前者の接続方法はインフラストラクチャモードと呼ばれ、後者にはアドホックモードやWiFi（商標）Direct等がある。

【0003】

インフラストラクチャモードでのプリンタ利用は、携帯端末が無線APにアクセスしている状況であれば、携帯端末とプリンタとの通信が素早く開始でき、またインターネットの情報を取得しながら印刷できるというメリットがある。しかし、このモードは、プリンタと携帯端末の双方が同一ネットワークに接続していないと利用できない。その逆に、アドホックモードやWiFi Directの場合、同一ネットワークに接続されていない携帯端末とプリンタとの間でも利用できるが、その代わりに接続準備のための処理に時間がかかり、またインターネットの情報を参照する印刷はできない。

【0004】

また、プリンタのIPアドレスをNFC（Near Field Communication）によりプリンタから携帯端末に伝達し、携帯端末がそのIPアドレスを用いて無線LAN経由でプリンタにアクセスし、プリンタを操作する方法も普及しつつある。

【0005】

例えば、特許文献1に開示されるプリンタは、NFC（Near Field Communication）規格のICタグとして機能するICタグI/F（インタフェース）と、無線LAN I/Fと、制御部と、を備える。ICタグI/Fは、プリンタ及び携帯端末の間に確立されるNFC接続を利用して、SSID「X1」を携帯端末に送信する。制御部は、プリンタ及び携帯端末の両方が所属しているWFD（WiFi Direct）ネットワークを利用して、無線LAN I/Fを介して、携帯端末から印刷データを受信する。

10

20

30

40

50

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2014-168215号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

携帯端末がNFC等により機器（例えばプリンタ）のIPアドレスを取得し、無線LAN経由でそのIPアドレスにアクセスした場合に、別の機器につながってしまう場合がある。例えば、ユーザが利用しようとしている機器が、そのユーザの携帯端末が現に接続しているLANとは別のLANに接続されている場合にそのような事態が起こり得る。

10

【0008】

すなわち、LAN内のPC（パーソナル・コンピュータ）や機器が用いるIPアドレスはプライベートIPアドレスであることが多い。プライベートIPアドレスとして使用可能なアドレス範囲はかなり限定されており、DHCP（Dynamic Host Configuration Protocol）での自動割り当て等により、異なるLAN上の別々の機器に同じプライベートIPアドレスが割り当てられることがよく起こる。例えば、ユーザが利用しようとしているプリンタAと、このプリンタが接続された第1のLANとは別の第2のLANに接続された別のプリンタBとに、それぞれ同じIPアドレスが割り当てられているという事態は十分想定されることである。このような場合に、ユーザの携帯端末が第2のLANに無線接続している状況で、第1のLAN上のプリンタAを利用しようとしてプリンタAからIPアドレスを入手したとする。携帯端末からそのIPアドレスに無線LAN経由でアクセスすると、第2のLAN上のプリンタBにつながってしまい、プリンタAから出力しようとしていた印刷結果が予期せぬ場所にあるプリンタBから出力されてしまうことが起こる。

20

【0009】

本発明は、利用したいサービス機器から取得したアドレス情報を用いて、その機器が接続されているネットワークとは別のネットワーク上にある別の機器を利用してしまふことを防止することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

参考例の構成は、機器のアドレス情報及びハードウェア識別情報を含む接続情報を取得する接続情報取得手段と、前記接続情報取得手段が取得した前記接続情報中の前記アドレス情報を宛先として接続した相手先から当該相手先のハードウェア識別情報を取得する識別情報取得手段と、前記接続情報中の前記ハードウェア識別情報と、前記識別情報取得手段が取得した前記ハードウェア識別情報とが一致する場合に、前記相手先が前記機器であるものとして前記機器の利用のための制御を行う制御手段と、を有する情報処理装置である。

30

【0011】

請求項1に係る発明は、接続したネットワーク上の特定装置のハードウェア識別情報を取得する識別情報取得手段と、機器のアドレス情報と、当該機器が接続されているネットワーク上の特定装置のハードウェア識別情報と、を含む接続情報を取得する接続情報取得手段と、前記識別情報取得手段が取得した前記ハードウェア識別情報と、前記接続情報取得手段が取得した前記接続情報中の前記特定装置の前記ハードウェア識別情報と、が一致する場合に、前記アドレス情報が前記機器を示しているものとして、前記アドレス情報を用いて前記機器を利用するための制御を行う制御手段と、を有する情報処理装置である。

40

【0012】

請求項2に係る発明は、前記特定装置は前記ネットワークのデフォルトゲートウェイであり、前記識別情報取得手段は、ネットワークに接続した際にそのネットワークのデフォルトゲートウェイのハードウェア識別情報を取得して記憶し、前記制御手段は、前記接続情報取得手段が前記接続情報を取得した際に、その接続情報中のデフォルトゲートウェイ

50

のハードウェア識別情報と、前記識別情報取得手段が取得して記憶している前記ハードウェア識別情報とが一致しているか否かを判定する、ことを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置である。

【0013】

請求項3に係る発明は、前記接続情報には、前記機器が内蔵する通信装置であって前記機器が他の装置と直接無線通信するのに用いる通信装置、のハードウェア識別情報である第2のハードウェア識別情報が更に含まれ、前記制御手段は、前記接続情報中の前記ハードウェア識別情報と、前記識別情報取得手段が取得した前記ハードウェア識別情報とが一致しない場合、前記接続情報中の前記第2のハードウェア識別情報を用いて前記機器と直接無線通信を確立し、この直接無線通信を介して前記機器の利用のための制御を行う、ことを特徴とする請求項1又は2に記載の情報処理装置である。

10

【0014】

参考例の構成は、コンピュータを、機器のアドレス情報及びハードウェア識別情報を含む接続情報を取得する接続情報取得手段、前記接続情報取得手段が取得した前記接続情報中の前記アドレス情報を宛先として接続した相手先から当該相手先のハードウェア識別情報を取得する識別情報取得手段、前記接続情報中の前記ハードウェア識別情報と、前記識別情報取得手段が取得した前記ハードウェア識別情報とが一致する場合に、前記相手先が前記機器であるものとして前記機器の利用のための制御を行う制御手段、として機能させるためのプログラムである。

【0015】

請求項4に係る発明は、コンピュータを、接続したネットワーク上の特定装置のハードウェア識別情報を取得する識別情報取得手段、機器のアドレス情報と、当該機器が接続されているネットワーク上の特定装置のハードウェア識別情報と、を含む接続情報を取得する接続情報取得手段、前記識別情報取得手段が取得した前記ハードウェア識別情報と、前記接続情報取得手段が取得した前記接続情報中の前記特定装置の前記ハードウェア識別情報と、が一致する場合に、前記アドレス情報が前記機器を示しているものとして、前記アドレス情報を用いて前記機器を利用するための制御を行う制御手段、として機能させるためのプログラムである。

20

【発明の効果】

【0016】

請求項1又は4に係る発明によれば、利用したい機器から取得したアドレス情報を用いて、その機器が接続されているネットワークとは別のネットワーク上にある別の機器を利用してしまふことを防止することができる。

30

【0017】

請求項2に係る発明によれば、デフォルトゲートウェイ以外の特定機器のハードウェア識別情報を用いる場合と比べて、より簡単に判定を行うことができる。

【0018】

請求項3に係る発明によれば、目的の機器から取得した接続情報に含まれるアドレス情報を用いると、別のネットワーク上の別の機器に接続されてしまう可能性がある場合に、単に目的の機器の利用を取りやめる代わりに、目的の機器を直接無線通信で利用することが可能になる。

40

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】実施形態の技術を用いずにモバイル機器からのサービス機器を利用する処理の流れを説明するための図である。

【図2】図1の方式で不具合が生じる場合の流れを説明するための図である。

【図3】実施形態のサービス機器が持つNFC情報の構成を模式的に示す図である。

【図4】モバイル機器が有する、無線LAN経由でサービス機器を利用するためのシステムの例を示す図である。

【図5】実施形態においてモバイル機器からのサービス機器を利用する処理の流れを説明

50

するための図である。

【図6】図2と同様の状況における、実施形態のモバイル機器の処理の流れを説明するための図である。

【図7】変形例のサービス機器が持つNFC情報の構成を模式的に示す図である。

【図8】図2と同様の状況における、変形例のモバイル機器の処理の流れを説明するための図である。

【図9】変形例のモバイル機器が実行する処理手順の例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0020】

図1を参照して、この実施形態の技術を用いずにモバイル機器からのサービス機器を利用する処理の流れを例示する。

【0021】

モバイル機器10は、ユーザが携帯する情報処理装置であり、無線LAN規格に準拠した無線通信機能を有する。例えばスマートフォンやタブレット端末がその一例である。

【0022】

サービス機器20は、モバイル機器を用いるユーザに対していくつかのサービスを提供する装置であり、例えばオフィスや店舗等の施設内に設置されている。以下では一例として、サービス機器がプリンタであるとして説明するが、これはあくまで一例に過ぎず、サービス機器は、コピー機、スキャナ、ファクシミリ装置、複合機(印刷、スキャン、コピー、ファクシミリ等の機能を併せ持つ装置)等といった他の種類の機器であってもよい。

【0023】

モバイル機器10及びサービス機器20は、NFCにより他の機器とデータのやりとりを行う機能を有している。サービス機器20は、自身が接続しているネットワーク(無線ルータ30も接続している)における自身のIPアドレス等、他の機器が自身に接続するために必要な接続情報(以下「NFC情報」と呼ぶ)を保持しており、この情報をNFC機能により他の機器に提供する。

【0024】

サービス機器20は、無線アクセスポイントとして機能する無線ルータ30に対して無線又は有線のLAN経由で接続されており、無線ルータ30と同じネットワークに接続されている。またこの例では、モバイル機器10は、無線ルータ30に無線接続している。

【0025】

ユーザは、モバイル機器10から施設内に設置された無線ルータ30に無線接続している。

【0026】

(1) サービス機器20(プリンタ)を利用したい場合、モバイル機器10でサービス機器20のNFCポート近傍にタップする。

【0027】

(2) このNFCタップにより、サービス機器20が持つNFC情報がNFC通信によりモバイル機器10に送信される。

【0028】

(3) モバイル機器10は、取得したNFC情報から取り出したIPアドレス「192.168.0.2」に対してSNMP(Simple Network Management Protocol)通信を試みることで、そのIPアドレスにサービス機器20が存在しているかを確認する。

【0029】

(4) この例では、モバイル機器10は、無線ルータ30を介したこのSNMP通信によりサービス機器20(プリンタ)を発見する。

【0030】

(5) モバイル機器10は、発見したそのサービス機器20を「使用する機器」として登録する。

【0031】

10

20

30

40

50

(6) モバイル機器 10 は、そのサービス機器 20 に対して印刷データを送り、印刷を指示する。

【0032】

図 1 は、モバイル機器 10 でタップしたサービス機器 20 に対して正しく接続できる場合を示している。これに対し、タップしたサービス機器 20 とは別の機器に誤接続してしまう例を、図 2 を参照して説明する。

【0033】

図 2 の例では、ユーザが利用したいサービス機器 20 A (以下「ターゲット機器」とも呼ぶ)は無線ルータ 30 A と同じネットワーク A に接続されているのに対し、ユーザのモバイル機器 10 は、別の無線ルータ 30 B を介して別のネットワーク B に接続しているものとする。サービス機器 20 A とサービス機器 20 B は、共にプリンタであり、それぞれのネットワーク上で同じプライベート IP アドレス「192.168.0.2」を割り当てられているとする。

10

【0034】

(1) ユーザはモバイル機器 10 でターゲット機器 20 A の NFC ポート近傍をタップする。

【0035】

(2) この NFC タップにより、ターゲット機器 20 A が持つ NFC 情報が NFC 通信によりモバイル機器 10 に送信される。この NFC 情報には、ターゲット機器 20 A の IP アドレス「192.168.0.2」が含まれている。

20

【0036】

(3) モバイル機器 10 は、取得した NFC 情報から取り出した IP アドレス「192.168.0.2」に対して SNMP 通信を試みる。この例では、モバイル機器 10 はネットワーク B に接続されているので、この通信はネットワーク B 上のサービス機器 20 B に到達する。サービス機器 20 B は、ターゲット機器 20 A と同様プリンタであり、この SNMP 通信に応答するよう構成されている。

【0037】

(4) したがって、モバイル機器 10 は、ターゲット機器 20 A とは別のサービス機器 20 B を発見する。

【0038】

(5) このため、モバイル機器 10 は、サービス機器 20 B を「使用する機器」として登録する。サービス機器 20 B は、ユーザがタップしたターゲット機器 20 A とは異なる装置である。ユーザは、サービス機器 20 B がどこにあるのか知らない可能性が高い。

30

【0039】

(6) モバイル機器 10 は、そのサービス機器 20 B に対して印刷データを送り、印刷を指示する。ユーザは、目の前のターゲット機器 20 A から印刷出力されるものと思っているが、実際に印刷出力がなされるのは、ユーザが意図していない別のサービス機器 20 B からである。自分の印刷物が別のサービス機器 20 B から出力されたことをユーザが認識できるとは限らず、認識できなければ、その印刷物が無駄になったり、その印刷物がユーザ以外の者の手に渡って情報漏洩につながったりするおそれがある。

40

【0040】

以下、このような問題に対処する本実施形態の方式について説明する。

【0041】

本実施形態では、サービス機器 20 が持つ NFC 情報に、そのサービス機器 20 の IP アドレスの他に、MAC (Media Access Control) アドレスの情報を付加させる。IP アドレスは、あくまで論理的な通信アドレスであり、例えば DHCP の割り当ての度に変わる可能性もあり、そのサービス機器 20 に固有の識別情報とはいえない。これに対し、MAC アドレスはそのサービス機器 20 が内蔵するネットワーク通信デバイスに固有の物理アドレスであり、他のサービス機器 20 が同じ MAC アドレスを持つことは原則としてない。したがって、MAC アドレスは、そのサービス機器固有のハードウェア識別情報として

50

機能する。

【 0 0 4 2 】

図 3 に、本実施形態においてサービス機器 2 0 に保持させる N F C 情報 1 0 0 の構成の一例を示す。この例では、N F C 情報 1 0 0 には、サービス機器 2 0 の I P アドレス 1 0 2 と、Friendly Name (フレンドリーネーム = 機器の名称) 1 0 4、接続判定用の M A C アドレス情報 1 0 6、アドホックモード用の M A C アドレス情報 1 0 8 が含まれる。このうち I P アドレス 1 0 2 及び Friendly Name 1 0 4 は、マイクロソフト社が定義した N F C 情報レコードのうち「wsd.oob」と「devicepairing」という名前のレコードとして実装してもよい。「wsd.oob」は W S D (Web Services for Devices) というマイクロソフト社規定のプロトコルを用いた接続のために用いられる N D E F (NFC Data Exchange Form at) レコードであり、I P アドレス等を含む。「devicepairing」は、wsd.oob とペアで定義される N D E F レコードであり、機器の愛称を含む。これら I P アドレス 1 0 2 及び Friendly Name 1 0 4 は、従来の N F C 情報にも含まれる。

10

【 0 0 4 3 】

これに対し、接続判定用の M A C アドレス情報 1 0 6 は、本実施形態で新たに導入したレコードであり、サービス機器 2 0 が内蔵するネットワーク通信デバイスの M A C アドレスの情報を含む。より厳密には、この M A C アドレスは、そのサービス機器 2 0 が備えるネットワーク通信デバイスのうち、そのサービス機器 2 0 と無線ルータ 3 0 が共通して接続しているネットワークに接続しているデバイスの M A C アドレスである。別の観点から言えば、接続判定用の M A C アドレス情報 1 0 6 は、無線ルータ 3 0 経由でのモバイル機器 1 0 からの A R P (Address Resolution Protocol) による M A C アドレス要求に応えるネットワーク通信デバイスの M A C アドレスを表す。例えば、無線ルータ 3 0 が接続している L A N に対してサービス機器 2 0 が L A N ケーブルで接続している場合、その L A N ケーブルに接続されているネットワークインタフェースの M A C アドレスが、接続判定用の M A C アドレス情報 1 0 6 として用いられる。また、サービス機器 2 0 が無線ルータ 3 0 に無線接続して L A N に参加している場合には、その無線接続に用いている無線 L A N モジュールの M A C アドレスが、接続判定用の M A C アドレス情報 1 0 6 として用いられる。

20

【 0 0 4 4 】

またサービス機器 2 0 の N F C 情報 1 0 0 には、アドホックモード用の M A C アドレス情報 1 0 8 が含まれていてもよい。この情報は、他の装置との間でアドホックモードや Wi Fi Direct 等の (無線ルータ 3 0 を介さない) 直接の無線 L A N 接続を行う際に用いられる M A C アドレスの情報と、アドホックモードでの接続のためのパスワード情報とを含む。

30

【 0 0 4 5 】

アドホックモード用の M A C アドレス情報 1 0 8 に含まれる M A C アドレスは、上述した接続判定用の M A C アドレス情報 1 0 6 が示す M A C アドレスと一致する場合もあれば、そうでない場合もある。例えば、サービス機器 2 0 が無線ルータ 3 0 に対する無線接続で L A N に参加する際に用いている無線 L A N モジュールで、アドホックモード等での直接無線接続も行うのであれば、アドホックモード用の M A C アドレス情報 1 0 8 が示す M A C アドレスは接続判定用の M A C アドレス情報 1 0 6 が示す M A C アドレスと一致する。一方、サービス機器 2 0 がアドホックモード等での直接無線接続に用いる無線 L A N モジュールとは別のネットワークインタフェースで無線ルータ 3 0 の L A N に接続している場合は、アドホックモード用の M A C アドレス情報 1 0 8 が示す M A C アドレスは接続判定用の M A C アドレス情報 1 0 6 が示す M A C アドレスと一致しない。

40

【 0 0 4 6 】

アドホックモード用の M A C アドレス情報 1 0 8 に含まれるアドホックモードの接続のためのパスワードは、暗号化により保護してもよい。

【 0 0 4 7 】

サービス機器 2 0 の N F C 情報 1 0 0 には、図 3 に例示した項目 1 0 2 ~ 1 0 8 以外の

50

項目が含まれていてもよい。

【0048】

モバイル機器10は、無線LAN経由でサービス機器20を利用するために、図4に示すシステムを有している。このシステムは、NFC通信部11、NFC情報取得部13、機器利用制御部15、無線LAN通信部17及びMACアドレス取得部19を含む。

【0049】

NFC通信部11は、他のNFC対応機器とNFC規格に準拠したデータ通信を実行するためのハードウェアモジュールである。NFC情報取得部13は、NFC通信部11を制御して他の機器からNFC情報を取得するソフトウェアモジュールである。機器利用制御部15は、サービス機器20の制御やそのためのユーザインタフェースのための処理を行うソフトウェアである。無線LAN通信部17は、無線LAN規格に準拠した通信を行うハードウェアモジュールである。MACアドレス取得部19は、無線LAN通信部17により接続したLAN上の機器から、MACアドレス等の情報を取得するソフトウェアモジュールである。これら各部のうちソフトウェアモジュールは、モバイル機器10が有するストレージに記憶された当該モジュールを、モバイル機器10のCPU(中央演算装置)が実行することにより実現される。

10

【0050】

次に、図5及び図6を参照して、本実施形態においてモバイル機器10が、ターゲットであるサービス機器20Aに接続するまでの処理を説明する。

【0051】

図5は、ユーザのモバイル機器10が、無線ルータ30Aを介して、ユーザが利用したいサービス機器(ターゲット機器)20Aが属するネットワークAに接続している場合の例を示す。

20

【0052】

(1A)ユーザは、利用したいサービス機器(ターゲット機器)20AのNFCポート近傍にモバイル機器10でタップする。

【0053】

(2A)このNFCタップにより、モバイル機器10のNFC通信部11がサービス機器20AのNFC通信モジュールと通信し、これによりNFC通信部11はサービス機器20Aが持つNFC情報を受信する。NFC情報取得部13は、このNFC情報を取得して機器利用制御部15に渡す。このNFC情報には、図3に示した各項目のレコードが含まれ、その中にはターゲット機器20AのMACアドレスの情報(接続判定用のMACアドレス情報106)も含まれている。

30

【0054】

(3A)モバイル機器10の機器利用制御部15は、MACアドレス取得部19に対して、NFC情報から取り出したIPアドレス「192.168.0.2」を渡す。MACアドレス取得部19は、そのIPアドレスにSNMP通信を試み、そのIPアドレスから応答があるかを確認する。

【0055】

(4A)この例では、ターゲット機器20AからSNMPの応答があり、ターゲット機器20Aが発見される。この応答には、ターゲット機器20AのID情報(例えばsysOID)やMACアドレスの情報が含まれる。このMACアドレスは、ターゲット機器20A内のネットワークAと通信している通信モジュールのMACアドレスである。MACアドレス取得部19は、そのSNMP応答からMACアドレスを抽出し、機器利用制御部15に渡す。

40

【0056】

(5A)機器利用制御部15は、発見したそのターゲット機器20Aと通信接続を完了する。ただし、この段階では、まだそのターゲット機器20Aを「使用する機器」には登録しない。

【0057】

50

(6A) 機器利用制御部15は、上記(2A)で取得した接続判定用のMACアドレス情報106が示すMACアドレスと、上記(4A)で取得したMACアドレスとを比較する。これら両者が一致すれば、上記(4A)でSNMP通信したIPアドレスから応答してきた機器は、上記(1)でタップしたターゲット機器20Aである。

【0058】

(7A) この例では、上記(6A)で比較したMACアドレス同士は一致する。したがって、機器利用制御部15は、SNMP通信の宛先のIPアドレスの機器を、「使用する機器」に登録し、以降、この機器と通信して印刷のための設定や印刷データの送信を行う。

【0059】

(8A) 機器利用制御部15は、そのターゲット機器20Aに対して印刷データを送り、印刷を指示する。

【0060】

図6は、ユーザのモバイル機器10が、ターゲット機器20Aが属するネットワークAとは別のネットワークBに無線ルータ30Bを介して接続(インフラストラクチャモード)しており、ターゲット機器20Aと同じIPアドレスを持つサービス機器20BがそのネットワークB上に存在している場合の例を示す。

【0061】

(1B) ユーザは、ターゲット機器20AのNFCポート近傍にモバイル機器10でタップする。

【0062】

(2B) このNFCタップにより、モバイル機器10のNFC通信部11がサービス機器20AのNFC通信モジュールからターゲット機器20AのNFC情報を受信する。NFC情報取得部13は、このNFC情報を取得して機器利用制御部15に渡す。このNFC情報には、図3に示した各項目のレコードが含まれる。特に、その中には、ターゲット機器20AのIPアドレス102(値は「192.168.0.2」)と接続判定用のMACアドレス情報106が含まれている。

【0063】

(3B) 機器利用制御部15は、MACアドレス取得部19に対して、NFC情報から取り出したIPアドレス「192.168.0.2」を渡す。MACアドレス取得部19は、そのIPアドレスにSNMP通信を試み、そのIPアドレスから応答があるかを確認する。このSNMP通信は、無線LAN通信部17から、現在インフラストラクチャモードでアクセス中の無線ルータ30Bを介して、ネットワークB上のサービス機器20Bに届く。

【0064】

(4B) したがってこの例では、サービス機器20BからSNMPの応答があり、サービス機器20Bが発見される。この応答には、サービス機器20BのID情報やMACアドレスの情報が含まれる。サービス機器20Bはターゲット機器20Aとは異なる装置なので、その応答に含まれるMACアドレスは、ターゲット機器20AのMACアドレスとは異なる。MACアドレス取得部19は、そのSNMP応答からMACアドレスを抽出し、機器利用制御部15に渡す。

【0065】

(5B) 機器利用制御部15は、発見したそのサービス機器20Bと通信接続を完了する。ただし、この段階では、まだそのサービス機器20Bを「使用する機器」には登録しない。

【0066】

(6B) 機器利用制御部15は、上記(2B)で取得した接続判定用のMACアドレス情報106が示すMACアドレスと、上記(4B)で取得したMACアドレスとを比較する。

【0067】

(7B) この例では、前者のMACアドレスはターゲット機器20Aのものであるのに

10

20

30

40

50

対し、後者のMACアドレスはサービス機器20Bのものなので、両者は一致しない。機器利用制御部15は、相互に比較したMACアドレス同士が一致しないので、インフラストラクチャモードでの無線接続したSNMP通信の相手は、ターゲット機器20Aではないと判断する。

【0068】

(8B)この場合、機器利用制御部15は、SNMP通信の相手であるサービス機器20Bは「使用する機器」に登録せず、以降サービス機器20Bとは通信しない。その代わりに、アドホックモード(又はWiFi Direct)による直接無線通信でターゲット機器20Aに接続するよう試みる。

【0069】

すなわち、機器利用制御部15は、上記(2B)で取得したNFC情報に、アドホックモード用のMACアドレス情報108(図3参照)が含まれているか調べ、含まれていれば、その情報からMACアドレスと暗号化されたパスワードを取り出し、そのパスワードを復号する。そして、無線LAN通信部17が現在検出している各無線アクセスポイントの情報を調べ、それらアクセスポイントの中から、BSSID(Basic Service Set Identifier)の値が、アドホックモード用のMACアドレス情報108が示すMACアドレスと一致するものを探索する。無線LANの規約では、無線LANモジュールのBSSIDとして、その無線通信モジュールのMACアドレスを用いることが規定されている。ターゲット機器20Aが内蔵する無線LANモジュールが無線アクセスポイントとして動作するものであれば、その探索において、ターゲット機器20Aのその無線アクセスポイント

10

20

【0070】

なお、上記(2B)で取得したNFC情報にアドホックモード用のMACアドレス情報108(図3参照)が含まれていない場合、又は、ターゲット機器20Aが無線アクセスポイント機能を持たない場合(したがって検出できない)は、機器利用制御部15は、モバイル機器10の画面にエラー表示を行う。このエラー表示では、例えば「タップした機器と無線接続できません」等のメッセージを表示する。

30

【0071】

(9B)図示例では、ターゲット機器20Aと直接無線接続が確立することができる。この場合、機器利用制御部15は、その無線接続を介してSNMP通信を行い、相手が想定しているサービス機器であることを確認し、そのサービス機器(ターゲット機器20A)を「使用する機器」として登録する。

【0072】

(10B)機器利用制御部15は、直接無線通信でそのターゲット機器20Aに対して印刷データを送り、印刷を指示する。

【0073】

次に、上記実施形態に対する1つの変形例として、無線接続先の機器がターゲット機器20Aであるか否かを、図5~図6を参照して説明した例よりも早く判定する方式を説明する。

40

【0074】

この変形例では、サービス機器20(20A、20B)に対して、図7に示すNFC情報100aを持たせる。図3と比較すると分かるように、図7に示すNFC情報100aは、図3に示したNFC情報100のうちの接続判定用のMACアドレス情報106を、デフォルトゲートウェイのMACアドレス情報110に変えたものである。

【0075】

デフォルトゲートウェイのMACアドレス情報110は、サービス機器20が接続され

50

ているネットワークのデフォルトゲートウェイのMACアドレスである。例えば、サービス機器20Aが接続しているネットワーク上にある無線ルータ30A等、デフォルトゲートウェイとなる機器はあらかじめ定められており、この機器のMACアドレスがデフォルトゲートウェイのMACアドレス情報110としてNFC情報100aに含まれている。

【0076】

この変形例の処理の流れの例を図8に示す。図8の例は、図6の例と同様、ユーザのモバイル機器10が、ターゲット機器20Aが属するネットワークAとは別のネットワークBに無線ルータ30Bを介して接続している場合の例である。

【0077】

(0)この例では、モバイル機器10、ターゲット機器20A、サービス機器20Bは、例えばそれぞれのネットワークA又はBに接続した時点で、無線ルータ30A及び無線ルータ30Bからデフォルトゲートウェイ(Default Gateway)のホスト名及びMACアドレスを取得し、自身のデフォルトゲートウェイの情報に設定する。またこのときサービス機器20A及び20Bは、取得したそれらの情報を、自身のNFC情報に、デフォルトゲートウェイのMACアドレス情報110として組み込む。

【0078】

(1C)ユーザは、ターゲット機器20AのNFCポート近傍にモバイル機器10でタップする。

【0079】

(2C)このNFCタップにより、モバイル機器10はターゲット機器20AのNFC情報を受信する。このNFC情報には、図7に示した各項目のレコードが含まれる。特に、その中には、ターゲット機器20AのIPアドレス102(値は「192.168.0.2」と)とデフォルトゲートウェイのMACアドレス情報110が含まれている。

【0080】

(3C)機器利用制御部15は、上記(2C)で取得したNFC情報から抽出したデフォルトゲートウェイのMACアドレス情報110と、上記(0)で取得した、自身が接続しているネットワークのデフォルトゲートウェイのMACアドレスとを照合する。

【0081】

(4C)この例では、モバイル機器10が接続しているネットワークBと、ターゲット機器20Aが接続しているネットワークAとは異なるので、両者のデフォルトゲートウェイの機器は異なる機器であり、MACアドレスも異なる。このため上記(3C)で照合した2つのMACアドレスは一致しない。この場合、機器利用制御部15は、(自分がターゲット機器20Aとは異なるネットワークBに接続している)インフラストラクチャモードの無線LAN経由ではターゲット機器20Aと通信できないと判断する。

【0082】

(5C)この場合、機器利用制御部15は、上記(1C)のNFCタップで得たIPアドレスに対して無線ルータ30B経由でSNMP通信することはせず、アドホックモード等による直接無線通信でターゲット機器20Aに接続するよう試みる。直接無線接続のための処理の流れは、図6の(8B)について上で説明したものと同様でよい。

【0083】

(6C)図示例では、モバイル機器10は、ターゲット機器20Aと直接無線接続が確立することができる。この場合、機器利用制御部15は、その無線接続を介してSNMP通信を行い、相手が想定しているサービス機器であることを確認し、そのサービス機器(ターゲット機器20A)を「使用する機器」として登録する。

【0084】

(7C)機器利用制御部15は、直接無線通信でそのターゲット機器20Aに対して印刷データを送り、印刷を指示する。

【0085】

なお、モバイル機器10がターゲット機器20Aと同じネットワークAに接続している場合には、上記(4C)の判定で、上述の2つのMACアドレスは一致する。この場合、

10

20

30

40

50

この場合、モバイル機器 10 の機器利用制御部 15 は、上記 (1C) の NFC タップで得た IP アドレスに対して、インフラストラクチャモードの無線 LAN 接続を介して SNMP 通信を行うことで、その IP アドレスに、目的とする種類のサービス機器 (ターゲット機器 20A) が存在することを検知する。そして、そのターゲット機器 20A を「使用する機器」に設定し、以降、インフラストラクチャモードの無線 LAN 接続を介してターゲット機器 20A と通信することで、印刷設定や印刷データの送信を行う。

【0086】

この変形例におけるモバイル機器 10 の機器利用制御部 15 の処理手順の例を、図 9 に示す。

【0087】

図 9 の手順では、機器利用制御部 15 は、例えばモバイル機器 10 がネットワークに参加した時点で、そのネットワークから (例えば無線ルータから) そのモバイル機器 10 が使用するデフォルトゲートウェイの MAC アドレスを取得し、記憶する (S10。図 8 の (0))。その後、モバイル機器 10 がターゲット機器 20A にタップされた場合、ターゲット機器 20A から NFC 情報を取得する (S12。図 8 の (1C))。次に機器利用制御部 15 は、取得した NFC 情報に、デフォルトゲートウェイの MAC アドレス情報 110 (図 7 参照) があるかどうかを調べる (S14)。あれば、その NFC 情報から IP アドレス 102 とデフォルトゲートウェイの MAC アドレス情報 110 を抽出する (S16)。そして、抽出したデフォルトゲートウェイの MAC アドレス情報 110 が、S10 で記憶したデフォルトゲートウェイの MAC アドレスと一致するか判定する (S18)。一致する場合は、NFC 情報から IP アドレス 102 が抽出できたかどうかを判定する (S20)。抽出できていれば、現在ネットワークの接続に用いているインフラストラクチャモードの無線 LAN 接続を介して、SNMP 通信等によりその IP アドレスに対して接続を試み (S22)、接続が成功した (すなわち SNMP の応答を受け取ることができ、その応答がターゲット機器 20A を示している) かどうかを判定する (S24)。接続が成功した場合には、そのインフラストラクチャモードでの接続を用いて印刷のための処理を開始する (S34)。

【0088】

何らかの理由で S22 のインフラストラクチャ接続が失敗した場合、その接続を介してターゲット機器 20A と通信することはできない。この場合、機器利用制御部 15 は、S12 で取得した NFC 情報に、アドホックモード用の MAC アドレス情報 108 があるかどうかを調べる (S26)。ない場合は、無線ルータを介したインフラストラクチャモード、アドホックモードでの直接の無線 LAN 接続のどちらも不可能なので、エラーメッセージ等を表示して処理を終了する。NFC 情報にアドホックモード用の MAC アドレス情報 108 が含まれていれば、機器利用制御部 15 はその情報からアドホック接続用の MAC アドレス及びパスワードを抽出し (S28)、それらの情報を用いてターゲット機器 20A とのアドホック接続を試みる (S30)。このアドホック接続が成功したか否かを判定し (S32)、成功した場合には、その接続を用いて印刷のための処理を開始する (S34)。失敗した場合は、エラーメッセージ等を表示して処理を終了する。

【0089】

なお、S14 で、NFC 情報にデフォルトゲートウェイの MAC アドレス情報 110 が含まれていなかった場合は、機器利用制御部 15 は S20 に進む。この場合、その NFC 情報から IP アドレス 102 が抽出できた場合には、その IP アドレスを用いてインフラストラクチャ接続によりターゲット機器 20A に接続するよう試みる (S22)。ここで、ターゲット機器 20A の NFC 情報に、図 3 に示した接続判定用の MAC アドレス情報 106 が更に含まれていれば、この変形例に、図 5 及び図 6 の実施形態の方式が適用できる。すなわち、S22 のインフラストラクチャ接続の際に、その IP アドレスを持つ機器からの SNMP 応答に含まれる MAC アドレスと接続判定用の MAC アドレス情報 106 とを比較し、両者が一致しなければ、その機器はターゲット機器 20A ではないと判定し、S26 に移行し、アドホックモードでの接続を試みる。

10

20

30

40

50

【 0 0 9 0 】

また、S 1 8で、モバイル機器 1 0 が接続しているネットワークから取得したデフォルトゲートウェイのM A Cアドレスと、N F C情報から抽出したデフォルトゲートウェイのM A Cアドレス情報 1 1 0 とが一致しない場合は、S 2 6 に移行し、アドホックモードでの接続を試みる。

【 0 0 9 1 】

図 7 ~ 図 9 を用いて説明した変形例では、サービス機器 2 0 A が持つN F C情報に、そのサービス機器 2 0 A が接続しているネットワークのデフォルトゲートウェイのM A Cアドレス情報 1 1 0 を含めた。しかし、サービス機器 2 0 A が持つN F C情報に含めるのは、デフォルトゲートウェイのM A Cアドレスに限らない。そのN F C情報には、デフォルトゲートウェイのM A Cアドレス情報 1 1 0 の代わりに、サービス機器 2 0 A が接続しているネットワークに接続されているデフォルトゲートウェイ以外の特定機器のM A Cアドレスの情報を含めてもよい。このデフォルトゲートウェイの代わりにの機器としては、デフォルトゲートウェイ同様、ネットワークが稼働中は稼働している機器が望ましい。

10

【 0 0 9 2 】

この場合、モバイル機器 1 0 の機器利用制御部 1 5 は、モバイル機器 1 0 が無線アクセスによりネットワークに参加した際などに、A R P (Address Resolution Protocol) 等を用いて、そのネットワークに接続しているすべての機器からM A Cアドレスを取得し、記憶しておく。そして、ターゲット機器 2 0 A のN F Cポートをモバイル機器 1 0 でタップした際に取得したN F C情報から、特定機器のM A Cアドレスを抽出し、抽出したM A Cアドレスが、先に取得して記憶しているM A Cアドレス群のいずれかに一致するかを判定する。モバイル機器 1 0 が接続しているネットワークが、ターゲット機器 2 0 A が接続しているネットワークと同じであれば、N F C情報から抽出したM A Cアドレスと一致するもの、先に取得して記憶しているM A Cアドレス群の中から見つかるはずである。したがって、一致するものが見つかった場合には、現在のインフラストラクチャモードの無線接続でターゲット機器 2 0 A に接続し、印刷指示を行えばよい。逆に、一致するものが見つからない場合は、モバイル機器 1 0 のインフラストラクチャモードでの接続先は、ターゲット機器 2 0 A が接続しているネットワークとは別のネットワークなので、そのインフラストラクチャモードの接続でターゲット機器 2 0 A と通信することはできない。この場合、アドホックモードでの接続を試みるなどの対処をとればよい。

20

30

【 0 0 9 3 】

なお、デフォルトゲートウェイ以外の機器のM A Cアドレスを用いる場合、ネットワーク上のすべての機器のM A Cアドレスを収集しておく手間がかかるのに対し、デフォルトゲートウェイのM A Cアドレスはネットワークから容易に取得できる。

【 0 0 9 4 】

以上、本発明の実施形態及び変形例を説明した。以上に例示したモバイル機器 1 0 、サービス機器 2 0 、 2 0 A 及び 2 0 B のソフトウェア処理を実行する部分は、コンピュータにそれら各装置の機能を表すプログラムを実行させることにより実現される。ここで、コンピュータは、例えば、ハードウェアとして、C P U 等のマイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリ (R A M) およびリードオンリメモリ (R O M) 等のメモリ (一次記憶) 、 H D D (ハードディスクドライブ) や S S D (ソリッドステートドライブ) 等の固定記憶装置を制御するコントローラ、各種 I / O (入出力) インタフェース、ローカルエリアネットワークなどのネットワークとの接続のための制御を行うネットワークインタフェース等が、たとえばバスを介して接続された回路構成を有する。また、そのバスに対し、例えば I / O インタフェース経由で、C D や D V D などの可搬型ディスク記録媒体に対する読み取り及び / 又は書き込みのためのディスクドライブ、フラッシュメモリなどの各種規格の可搬型の不揮発性記録媒体に対する読み取り及び / 又は書き込みのためのメモリアクシタ、などが接続されてもよい。上に例示した各機能モジュールの処理内容が記述されたプログラムが C D や D V D 等の記録媒体を経由して、又はネットワーク等の通信手段経由で、H D D 等の固定記憶装置に保存され、コンピュータにインストールされる。固定

40

50

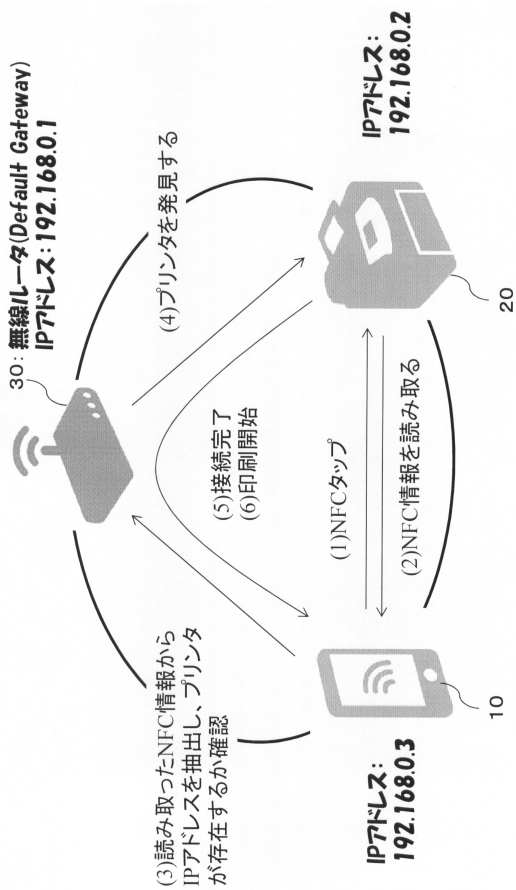
記憶装置に記憶されたプログラムがRAMに読み出されCPU等のマイクロプロセッサにより実行されることにより、上に例示した機能モジュール群が実現される。

【符号の説明】

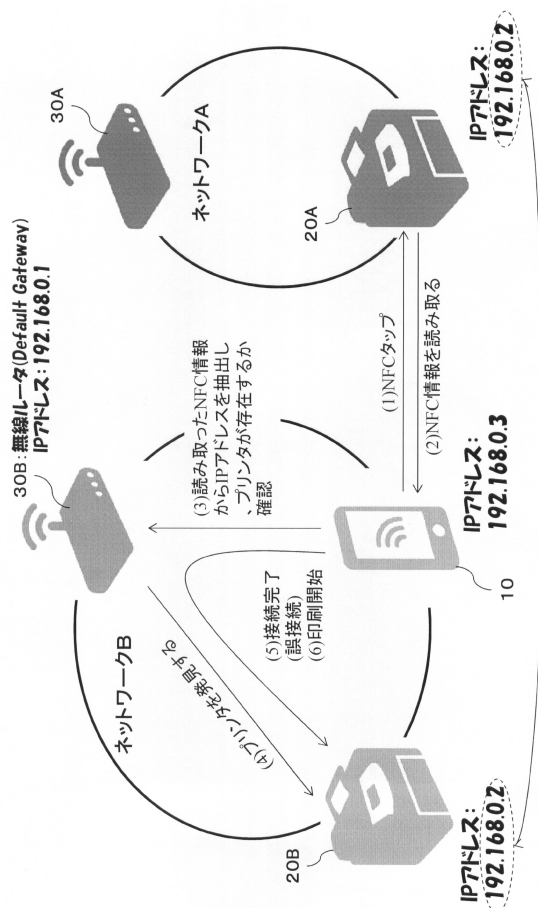
【0095】

10 モバイル機器、11 NFC通信部、13 NFC情報取得部、15 機器利用制御部、17 無線LAN通信部、19 MACアドレス取得部、20A サービス機器(ターゲット機器)、20、20 サービス機器、30、30A、30B 無線ルータ。

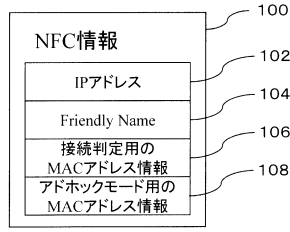
【図1】



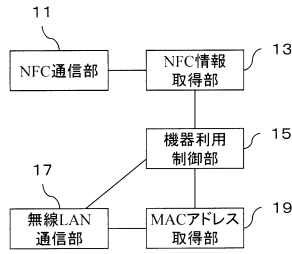
【図2】



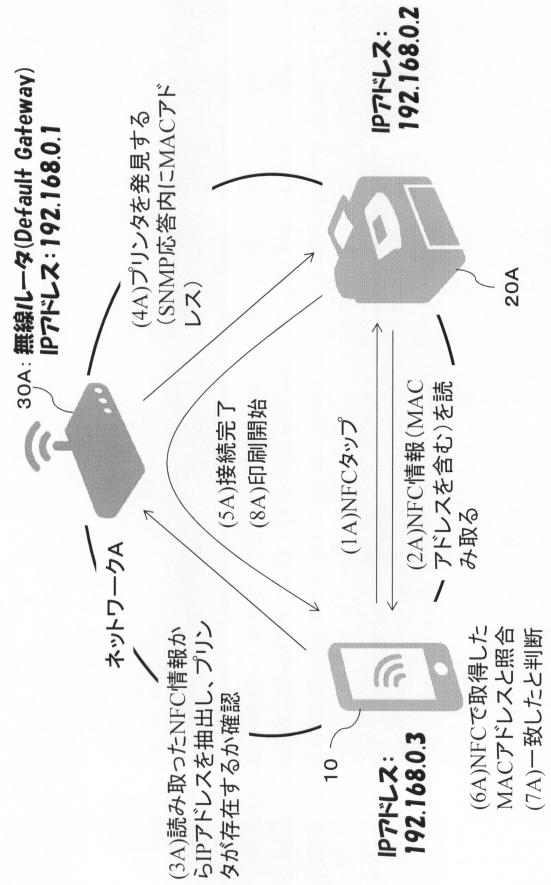
【図3】



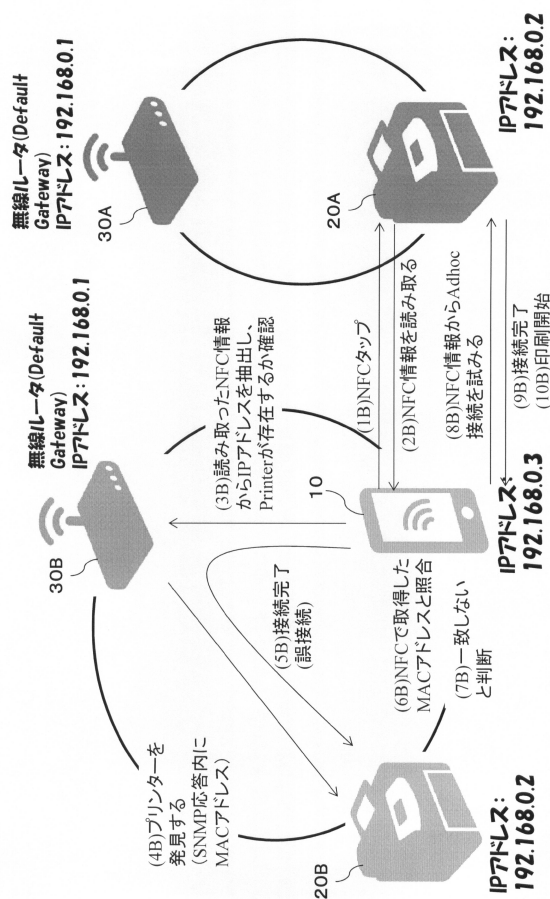
【図4】



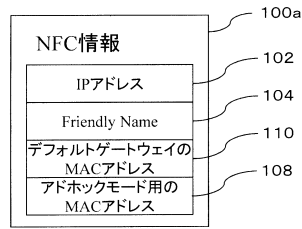
【図5】



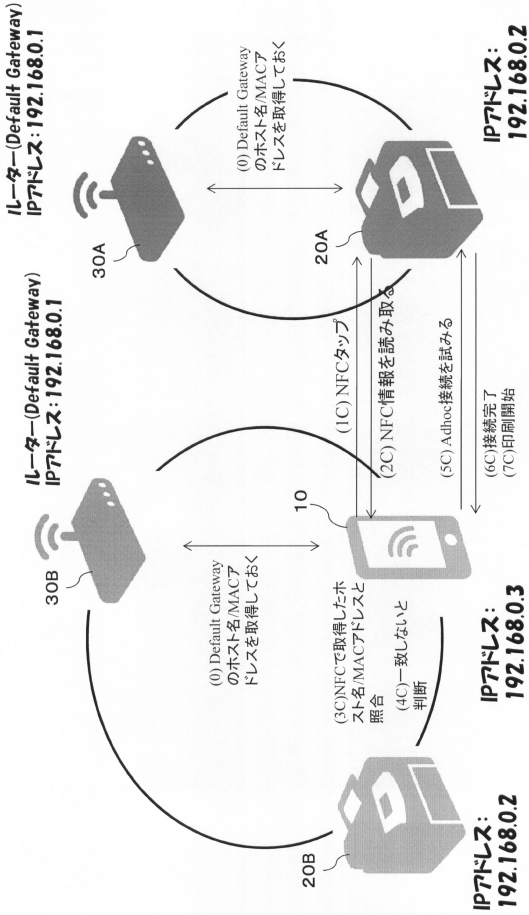
【図6】



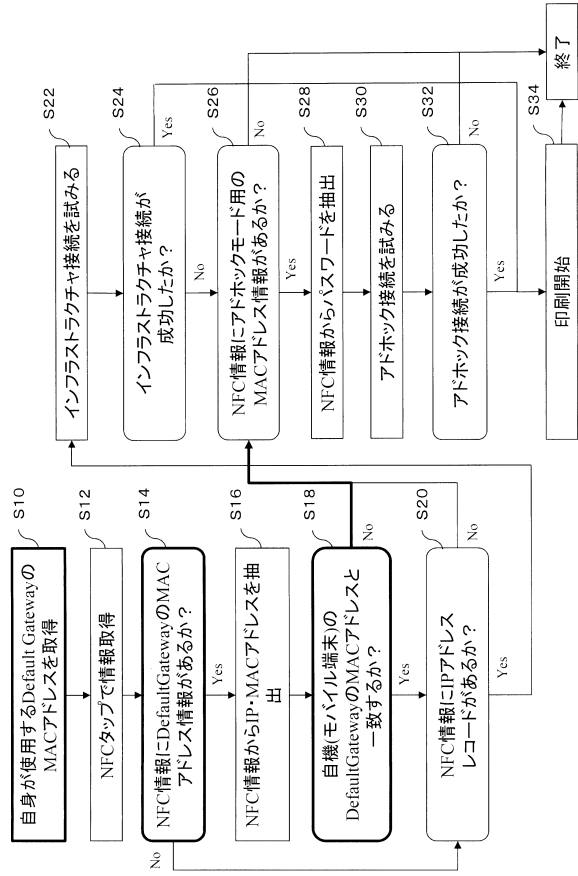
【図7】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2016-024512(JP,A)
特開2016-018283(JP,A)
特開2013-196511(JP,A)
特開2012-203623(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 3/09 - 3/12
B41J 29/00 - 29/70
H04N 1/00